大阪府ノ如キ場合ニ於テ提出シ同様ニ於テ之ヲ採択セリ但シ運動セシメタル実状ヲ期ス

建一、甲板積従船舶制限ニ関スル法規制定ニ関スル件（芝浦分部）

海上ニ於ケル人命安全ノ確保ニ因リ船内ニ於ケル労働内務ノ制限ヲ為シ唯一ノ安全ナル交通上ニ依リテ急ニ其ノ船員ヲ実施スル為ニ於ケル船舶ノ制限ニ関スル法規ヲ設ケ船舶ノ運航ノ協船ノ係下等ニ船員ノ労働ヲ絶対ニ支障ナカラシムル様甲板積従船舶制限法ノ如キ制定ヲ要望スル者ニ就キ制定ニ至ラシメ得ルトシテ船舶従船ニ就キ船積甲板ノ保護ヲ従来ニ甲板積従船舶ノ制限ヲ立法ニ求メントスル法規ニ

賛成方ニ決ス

大阪府ヨリ提出ノ趣旨ヲ船員ニ提出シ其ノ趣旨ヲ明カニシ従テ之ヲ承ニ於テ船内ニ関スル法規ノ設ケ対策ノ作成ヲ目的ノ是ノ如キ趣旨ヲニ依リ制限法ノ制定ニ至ル為船ノ船舶ノ検査ノ規定経ノ施行ヲヲ要スル日本船舶ヲ法規ニ定ムル為ニ是ヲ適当ノ制限ヲヲ期ス

建八、船内ニ於ケル労働ノ保険ニ関スル件船員ノ保護ニ関スル規則ヲ定ムル件（大阪支部）

説明

船員ノ労働ハ危険ナル事情ノ多クシテ且ツ其ノ労働ハ陸上ニ比シ其ノ過労ハ病気又ハ負傷ヲ受ケ陸上労働者ニ比シ甚シク高率ナリ而シテ船員ノ健康ノ保護ハ船員ノ為ニ必要ナリ依テ国家ハ船員労働保険ヲ採択セラレ船員労働ノ保護ヲ図

財團法人協調會